平成２９年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目５番34号　セジュールあき203号
破産者　渡邊　愛美
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市南林寺町22番７号
破産者　森永　龍也
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市川上町2552番地１　サニーハイツ花棚Ｃ棟101号
破産者　谷吉　沙代
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
北海道中川郡幕別町緑町５番地の70
破産者　加納　征兵
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
山形県西村山郡河北町谷地字所岡33番地の７
破産者　大場　和幸
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４５号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目325番地６　オレンジカウンティ201号
破産者　川口　和彦
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４６４号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目39番４号
破産者　金澤　　徹
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９０号
横浜市神奈川区神大寺４丁目７番33号　グリーンハイツ101号、前住所三重県鈴鹿市山辺町83番地の19　ラウムズ鈴鹿かわの905
破産者　高木　佳子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９８８号
横浜市泉区岡津町2164番地２、前住所横浜市港南区上大岡西３丁目３番１号　コーラルハイム上大岡203
破産者　新井　皖友
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５９号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東３丁目13番５号
破産者　竹内　季子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６１号
東京都八王子市本町12番８号　ハイムアクシス　203号、申立時の住所東京都八王子市楢原町386番地４　ドーマ荻野　305号
破産者　伊塚　　聖
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
神奈川県三浦郡葉山町長柄870番地の６
破産者　齋藤　幸子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１号
富山県砺波市深江2066番地、開始決定時の住所富山県高岡市佐野408番地
破産者　杉林佐武郎
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２号
富山県砺波市深江2066番地、開始決定時の住所富山県高岡市佐野408番地
破産者　杉林玻留子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２０７号
静岡県富士市入山瀬706番地の１　村上運輸倉庫内
破産者　墓目　治利
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２１５号
静岡県富士宮市富士見ケ丘493番地の３ドルチェカーサ103
破産者　松井　啓介
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２２４号
静岡県富士市横割６丁目５番25号　グリーンハイツ富士105号
破産者　水野　隆行
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２４４号
静岡県富士市松本224番地の12　デュークヒル松本４Ｄ号
破産者　中尾　　裕
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５５４号
静岡県浜松市中区名塚町171番地ファミーユ103号室
破産者　寺田ゆづき
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係